

第一種電気工事士免状交付申請（試験合格者の場合）について

1 申請者の要件

次の要件をいずれも満たす方

- ・ 第一種電気工事士試験に合格していること
- ・ 経済産業省令で定める電気に関する工事に関し経済産業省令で定める実務の経験を有すること
- ・ 住所地が栃木県の区域内にあること

2 必要書類及び注意事項

(1) 第一種電気工事士免状交付申請書

(2) 実務経験証明書

(3) 実務経験に関して必要な資格に係る免状等の写し

(2)及び(3)に関しては、3をご覧ください。

(4) 第一種電気工事士試験結果通知書

(財)電気技術者試験センターからのはがきの原本です。

紛失した場合は、同センター（電話03-3552-7691）から再交付してもらってください。

(5) 住民票1通

発行から3か月以内のものです。

ただし、申請書に住民票コードを記入すれば不要です。

(6) 写真2枚

撮影から6か月以内のものを、縦4cm×横3cmの大きさに切り、裏面に氏名を記入してください。
ポラロイドは不可です。

(7) 手数料

栃木県収入証紙5,900円分を申請書に貼付し、消印はしないでください。

栃木県収入証紙は足利銀行のほか申請書提出先の栃木県電気工事業工業組合でも販売しています。収入印紙とは異なりますので、間違えないようにしてください。

3 実務経験及び実務経験証明書に関する注意事項

(1) 実務経験は5年以上必要です。

なお、大学又は高等専門学校において、電気工学に関する所定の単位（電気理論、電気計測、電気機器、電気材料、送配電、製図（配線図）及び電気法規）を取得して卒業した方は、卒業後3年以上の実務経験で足りません。ただし、実務経験が5年未満の場合は、実務経験証明書のほか卒業証明書及び単位取得証明書も提出してください。

(2) 工事を行うために資格を必要とする次の工事の実務経験については、期間は資格を取得した後の実務経験の期間とします。実務経験証明書のほか次の免状等の写しを提出してください。

ア 600V以下の一般電気工作物に関する工事：第二種電気工事士免状

イ 平成2年8月までの500KW未満の自家用電気工作物に関する工事：認定電気工事従事者認定証

ウ 600V以下の自家用電気工作物に関する工事：認定電気工事従事者認定証

(3) 500KW以上の自家用電気工作物に関する工事への従事は、電気主任技術者の監督指導があれば資格を必要としません。実務経験証明書には、従事した工事5件程度について工事名（建物名）、工期（従事期間）、電気主任技術者の氏名及び契約電力（最大電力）を記入してください。

(4) 実務経験の証明者は雇用主とします。

なお、雇用主が法人の場合の証明印は、代表者印（代表取締役之印などの登録印）としてもらってください。

また、雇用主が法人の場合で証明者が当該法人から委任された者（支店長、工場長など）である場合は、証明書に委任状（写しでも可）を付けてもらってください。

(5) 申請後の処理を円滑、迅速にするため、実務経験証明書の事前確認を行っておりますので、ファクシミリ（028-622-1934）等でお送りください。

4 提出方法・提出先

郵送（簡易書留）又は持参

〒320-0056 宇都宮市戸祭4-14-31 栃木県電気工事業工業組合

持参の場合は、土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く日の8：30～17：15

5 免状の交付

申請書の受理から免状の交付までには、最長で1か月程度を要します。提出書類の不足、記入漏れなどがある場合は、さらに期間を要しますので、提出前に十分に確認をお願いします。

免状は、簡易書留郵便でお送りします。

栃木県電気工事業工業組合

〒320-0056

宇都宮市戸祭4-14-31

電話 028-622-1931

FAX 028-622-1934

E-mail totiden-jimukyokucho@totiden.jp